

コーポレートガバナンス

ミネベアグループは社会的な責任を果たし、企業価値の最大化を図るため、健全で透明性の高い経営の実現に努めています。

基本的な考え方

ミネベアは、経営の基本方針である「五つの心得」に従い、株主の皆様・お取引先様・地域社会・国際社会・従業員をはじめとしたさまざまなステークホルダーに対して社会的な責任を遂行し企業価値を最大化することを経営目標としております。この経営目標達成のため、コーポレートガバナンスの充実を経営の重要な課題と位置付け、強化に努めています。

また、当社は会社経営の健全性の確保を図り、コーポレートガバナンスを強化するために、内部統制システムの確立、整備およびその拡充を推進しています。

コーポレートガバナンス体制

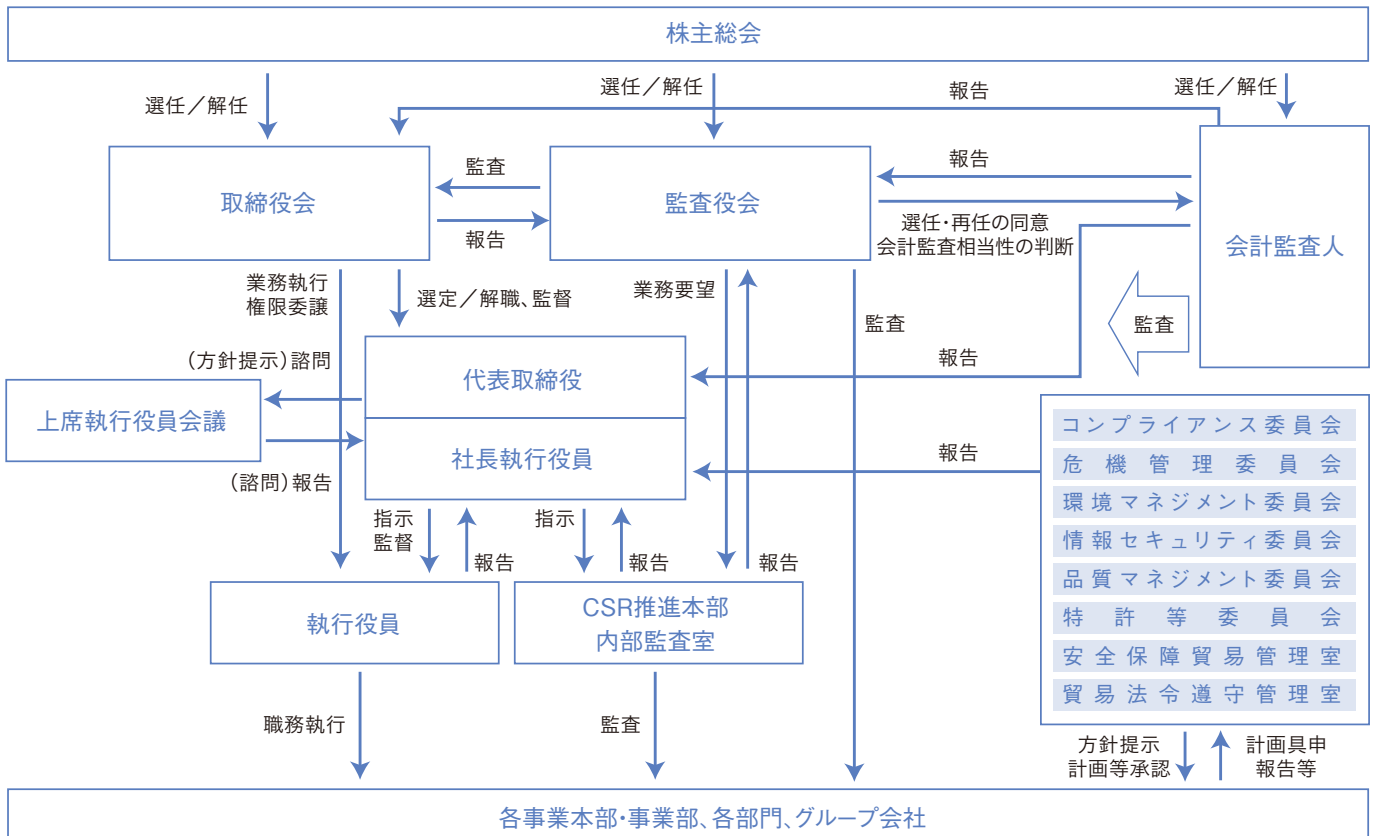
当社では、取締役を10名体制(うち8名が執行役員を兼務)にすることにより迅速で戦略性の高い経営判断を行うと同時に、執行役員制度導入により業務執行について、取締役から執行役員へ大幅な権限委譲を実施し、経営・監督機能と業務執行機能の役割を明確にしています。

なお、10名の取締役のうち2名が社外取締役であり、企業経営全般について助言を受けるとともに、業務執行機関に対する取締役会の監督機能の強化を図っています。

また、監査役につきましては、監査機能の強化・充実を図るため、4名体制(うち社外監査役3名)としています。

監査役は監査役会の開催や取締役会およびそのほか重要な会議への出席のほか、会計監査人、内部監査室と連携をとり、国内事業所および国内子会社ならびに海外子会社などへの監査を実施し、取締役の職務執行の監査を行っています。

■ ミネベアグループのコーポレートガバナンス体制



経営の監督機能

当社の経営の監督機能については、取締役10名による取締役会を重要な戦略的意思決定を行う最高決議機関として、迅速で戦略性の高い経営判断を行う体制とし、2名の社外取締役により企業経営全般についての助言を受けるとともに、業務執行機関に対する取締役会の監督機能の強化を図っています。

経営の執行機能

当社の経営の執行機能については、執行役員制度の導入により、執行役員に取締役の業務執行権限を委譲し、業務執行の活性化と迅速化を図り、その充実に努める体制を構築しています。

経営の監視機能

当社の経営の監視機能については、監査役4名(うち3名が社外監査役)による監視体制を構築しています。

また、当社では取締役に役付は設けないことで、取締役相互の監視体制の強化を図っています。

内部統制システムの整備

当社は自らの企業経営を規律する内部統制システムを確立することにより、コーポレートガバナンスを充実させ、企業としての社会的責任をより強く果たすとともに、企業価値の一層の向上を図ります。

このため当社は、会社経営の健全性の確保を具体化するため、「内部統制システムの整備の基本方針」を取締役会で決議しています。これに基づき、コンプライアンス体制、情報保存管理体制、リスク管理体制、効率的職務執行体制、グループ会社管理体制、監査に係る体制などを包括的に整備し、その強化に努めています。

また、「財務報告に係る内部統制システム」の円滑な定着・対応と、「会社法に基づく内部統制システム」への対応をより有機的・効率的に結び付けるため、2009年度に内部監査室、内部統制推進室およびコンプライアンス推進室の3室からなるCSR推進本部を組織し体制を強化しました。なお、CSR推進本部は2010年度、CSR推進室を新設し、4室となっています。

内部統制システムの体制

- (1) 取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)
- (2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制(情報保存管理体制)
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスク管理体制)
- (4) 取締役および執行役員の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制(効率的職務執行体制)
- (5) 会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制(グループ会社管理体制)
- (6) 監査役による監査の実効性を確保するための体制(監査体制関連事項)

財務報告に係る内部統制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制に係る社内体制・システムを構築し、その充実を図っており、金融商品取引法に定められている財務報告に係る内部統制については、内部統制の基本的枠組みに準拠し、適切な整備、運用に努めました。

これらの整備、運用状況について、経営者は内部統制の有効性に関する評価を実施し、2009年度末日時点における当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。なお、当社は金融商品取引法の定めに従い、この結果を「内部統制報告書」として提出しており、当社の監査人であるあずさ監査法人は、本報告書に対する監査を実施し、適正である旨の監査意見を表明しています。